広野町ふるさと創生大学通信 vol. 5

●平成29年度の広野町ふるさと創生大学卒業生です!



●「第4回広野町ふるさと創生大学」受講生から 感想が寄せられましたのでご紹介いたします。 講義:『生き方を考える-今、なぜ「生き方塾」 なのかし

講師:ジャーナリスト、福島県男女共生センター 初代館長 下村満子 先生

- ・禅の教え → 物理学からの根拠の説明がおもしろい。自 分を見つめ知ることが大切とあらためて感じた。
- ・利他の心 → 日本人に欠けているものと感じた。
- ・目に見えないものに価値があるということ。→ 自分にとっ て利益があるかどうかで価値を考えがちであるが、本当 の心の豊かさというものを考え直してみたいと感じた。
- ・判断は「人間として正しいかどうか」である。→ シンプ ルに考えることが人間らしい尊厳の根幹を追求していく ことにつながると思った。
- ・ 今一度、広野(故郷)を見直すことの大切さを気づかされた。 → 見えないこと、ものの大切さ。心こそ大切ということ。
- ・地元力を信じること。→ 地方から小さくてもよいから何 かを発信すること。
- ・一瞬、一瞬が大切 → 自分の生活、時間の使い方が無駄 な使い方をしていることを反省した。

- ・人生の決算は死ぬときに出る。→ 一生をかけて『真剣に 生きる』ことが肝要であることを迫られた。他人とのこ とではなく、自分自身の生き様そのものを問い続けるよ うにしたい。
- ・「心の復興」なくして、日本の再生はない → 人間は心を 高め、喜びと感謝の心を持って、毎日ひたむきに生きる ことが大切である。
- ・今の教育(子供の育て方)で何が大切であるか。→ 今の 子供たちを見ていると、自分自身を大切にしているが他 者へのきびしさが表れている子供が多い。→ 今、何をす べきかを考えてほしい。
- ・人間の評価とは、どんなものだろうか。→ 波の下部は大 きく、波の大きさに関係していない。
- ・人間は各自の役割を持って活動・行動することによって 社会が成り立つ。→ 自分の役割を生かして(果たして) 社会に貢献することが必要だとわかった。
- ・人間として生きていると、日常生活に埋没(或いは振り 回され)してしまい、自分の存在意義を見失ってしまう ことが多いので『座禅』などにより、心の柔軟体操をす ることが大切と感じた。
- 問生涯学習課(公民館内)

250240-27-3244

広野町社会教育委員委嘱状交付

平成29年12月7日広野町社会教育委員の委嘱状交 付式があり、下記の7名の委員が委嘱され、議長、 副議長が選出されました。

- ・議長 田村弘一 ・副議長 松本登志枝
- ・大和田雅一
- 鈴木すみ 吉田ゆかり
- ・福羽由佳子 髙瀬永志

任期は平成29年12月1日~平成31年11月30日まで です。





浅野教育長より田村弘一委員が代表で委嘱状を受領

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増 進および疾病の予防への取組として一定の取組を行 う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日 までの間に、スイッチOTC医薬品を購入した場合、 その年中に支払った合計額が1万2千円を超えると きは、その超える部分の金額(上限8万8千円)に ついて、その購入費用について所得控除を受けるこ とができる特例制度です。

●スイッチOTC医薬品

要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療 用から転用された医薬品セルフメディケーション 税制の対象となる商品には、購入の際の領収書な どにセルフメディケーション税制の対象商品であ る旨が表示され、一部対象医薬品については、パッ ケージに対象である旨を示す識別マークが掲載さ れています。

スイッチOTC医薬 品の具体的な品目一覧 は、厚生労働省ホーム セルフメティケーション

ページに記載の「対象品目一覧」で確認すること ができます。

●対象となる人

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として 「一定の取組」を行っている方

- ※一定の取組
- ①健康診査(人間ドック、医療保険者が行う各種
- ②健康診査(生活保護受給者などを対象とする健 康診杳)
- ③予防接種(定期接種、インフルエンザワクチン の予防接種)
- ④定期健康診断(事業主検診)
- ⑤特定健診 (いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- ⑥がん検診

●控除額の計算方法

対象医薬品の購入費 - 12,000円

= 控除額 (最高限度額88.000円)

- ●申告に必要な書類
- 1. 一定の取組を行ったことを証明する書類
- ※証明書類例

インフルエンザの予防接種→領収書 がん検診、定期健康診断、特定健康診査→

- ※結果通知表に勤務先名または保険者名のいず れかの記載がない場合、勤務先または保険者 に証明を依頼してください。
 - 一定の取組の証明方法について、詳しくは以 下を参照ください。
 - 一定の取組の証明方法について(厚生労働省 ホームページ)
- 2. 領収書(その領収をした金額のうち、スイッ チOTC医薬品購入費に該当するものの金額 が明らかにされるものに限ります。)

※注意点

従来の医療費控除との併用はできません。ど ちらかをご自身で選択して申告してください。 平成29年分の確定申告から、医療費控除につ いて、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」 または「医療費通知書」の添付によることもで きるようになりました。

「医療費通知書」は、健康保険組合などから 発行されます。国民健康保険に加入されている 方で、期間内に受診実績のある方は、町から2ヶ 月に一回発行されます。届いていない方は、健 康福祉課までご連絡ください。

「医療費控除」の明細書の様式については、 町民税務課の窓口に置いてあります。

問 町民税務課 ☎0240-27-4160

広野町地域振興券の利用期限について

- ◆お手元に広野町地域振興券はありませんか? 地域振興券の利用期限は、平成30年1月31日(水) です。
- ◎必ず有効期間内にご利用ください。期限を過ぎた 地域振興券は利用できません。
- ◎広野町商工会加盟の事業所や商店でご利用いただ

店舗によってはお取扱いできない商品があります ので、事前に確認してください。

- ◎地域振興券は、利用できないものがあります。
 - 例)商品券、プリペイドカード、切手、たばこ、 貴金属などの購入、パチンコ・パチスロ店、 住居の大規模修繕・リフォームなど
 - ※この地域振興券は、住民の早期帰還・生活再建 やブランド・イメージ回復を目的として交付し ていますので、その趣旨を理解いただきご利用 ください。

間 復興企画課

☎0240-27-2111(代表) ☎0240-27-1251(直通) FAX0240-27-2212